

第4号議案

福井県教育委員会行政組織規則の一部改正および福井県立中学校適性検査問題等作成委員会規程の制定について

別紙のとおり、福井県教育委員会行政組織規則（昭和46年福井県教育委員会規則第5号）の一部を改正し、福井県立中学校適性検査問題等作成委員会規程を制定する。

平成26年4月25日提出

教育長 林 雅 則

提 案 理 由

福井県立高志中学校設置に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

福井県教育委員会行政組織規則の一部改正および
福井県立中学校適性検査問題等作成委員会規程の制定について

1 理由

福井県立中学校の入学者選抜における適性検査問題等を作成するため、福井県立中学校適性検査問題等作成委員会を設置する。

2 内容

別紙のとおり

3 施行日

平成26年5月1日

福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則新旧対照表
 ○福井県教育委員会行政組織規則（昭和四十六年福井県教育委員会規則第五号）

改正案

（各課（室）の分掌事務）

第八条 各課（室）の分掌事務は、次表のとおりとする。

課（室）名	分掌事務
教育振興課	(略)
学校教育政策課	(略)
高校教育課	一 ～ (略)
	二十
	二十一 福井県立高等学校学力検査問題作成委員会および福井県立中学校適性検査問題等作成委員会に関すること。
	二十二
	～ (略)
	三十
義務教育課	(略)
生涯学習・文化財課	(略)
スポーツ保健課	(略)

（審査委員会等）

第十二条 本庁に、第七条に規定する組織のほか、次表の上覧に掲げる組織を置き、当該組織にそれぞれ同表の下欄に掲げる事務を所掌させる。

現行

（各課（室）の分掌事務）

第八条 各課（室）の分掌事務は、次表のとおりとする。

課（室）名	分掌事務
教育振興課	(略)
学校教育政策課	(略)
高校教育課	一 ～ (略)
	二十
	二十一 学力検査問題作成委員会に関すること。
	二十二
	～ (略)
	三十
義務教育課	(略)
生涯学習・文化財課	(略)
スポーツ保健課	(略)

（審査委員会等）

第十二条 本庁に、第七条に規定する組織のほか、次表の上覧に掲げる組織を置き、当該組織にそれぞれ同表の下欄に掲げる事務を所掌させる。

改正案

組織名	所掌事項
審査委員会	(略)
健康審査委員会	(略)
福井県立高等学校学力検査問題作成委員会	福井県立高等学校入学者選抜のための学力検査問題の作成、検討、印刷、保管、移送および管理等に関すること。
福井県立中学校適性検査問題等作成委員会	福井県立中学校入学者選抜のための適性検査問題等の作成、検討、印刷、保管、移送および管理等に関すること。

5 4 3 2

福井県立高等学校学力検査問題作成委員会および福井県立中学校適性検査問題等作成委員会の庶務は、高校教育課において行う。

附則

この規則は、平成二十六年五月一日から施行する。

現行

組織名	所掌事項
審査委員会	(略)
健康審査委員会	(略)
学力検査問題作成委員会	県立高等学校入学者選抜のための学力検査問題の作成、検討、印刷、保管、移送および管理等に関すること。

5 4 3 2

学力検査問題作成委員会の庶務は、高校教育課において行う。

(略)
(略)
(略)

の よ う に 加 え る 。

福井県立中学校適性検査問題等作成委員会
福井県立中学校入学者選抜のための適性検査問題等の作成、検討、印刷、保管、移送および管理等に関すること。

第十二条第五項中「学力検査問題作成委員会」を「福井県立高等学校学力検査問題作成委員会および福井県立中学校適性検査問題等作成委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年五月一日から施行する。

福井県立中学校適性検査問題等作成委員会規程

(目的)

第一条 この規程は、福井県教育委員会行政組織規則（昭和四十六年福井県教育委員会規則第五号）第十二条第二項の規定に基づき、福井県立中学校適性検査問題等作成委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 適性検査問題等の作成および検討に関すること。
- 二 適性検査問題等の印刷、保管、移送および管理等に関すること。

(組織)

第三条 委員会は、委員長、副委員長、問題等作成委員および問題等検討委員（以下「委員」という。）若干人をもつて組織する。

2 委員長、副委員長および委員は、次の各号に掲げる者のうちから、福井県教育委員会教育長が任命または委嘱する。

- 一 県立中学校の校長、副校長、教頭および教諭
- 二 教育庁の事務職員および指導主事
- 三 福井県教育研究所の職員

(委員長および副委員長の職務)

第四条 委員長は、会務を掌握し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第五条 委員長、副委員長および委員の任期は、発令の日から当該年度の終りまでとする。

(委員会の招集)

第六条 委員会は、委員長が招集する。

(幹事)

第七条 委員会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員長の推薦に基づき、福井県教育委員会教育長が任命または委嘱する。

3 幹事は、委員会の事務を補佐する。

(その他)

第八条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

第 2 条	委 員 会 は 、 次 に 掲 げ る 事 務 を 所 掌 す
	る 。
(1)	適 性 検 査 問 題 等 の 作 成 お よ び 検 討 に 関
	す る こ と 。
(2)	適 性 検 査 問 題 等 の 印 刷 、 保 管 、 移 送 お
	よ び 管 理 等 に 関 す る こ と 。
	(組 織)
第 3 条	委 員 会 は 、 委 員 長 、 副 委 員 長 、 問 題
	等 作 成 委 員 お よ び 問 題 等 検 討 委 員 (以 下 「
	委 員 」 と い う 。) 若 干 人 を も っ て 組 織 す る
	。
2	委 員 長 、 副 委 員 長 お よ び 委 員 は 、 次 の 各
	号 に 掲 げ る 者 の う ち か ら 、 福 井 県 教 育 委 員
	会 教 育 長 が 任 命 ま た は 委 嘱 す る 。
(1)	県 立 中 学 校 の 校 長 、 副 校 長 、 教 頭 お よ
	び 教 諭
(2)	教 育 庁 の 事 務 職 員 お よ び 指 導 主 事
(3)	福 井 県 教 育 研 究 所 の 職 員

